

SF商法（催眠商法）に注意

SF商法（催眠商法）とは

「商品を紹介する」とか「日用品を安価で売る」「抽選会をしている」などといって人を集め、日用品を無料又は安価で配り、得した気分させて雰囲気盛り上げ、興奮状態の中で最後に高額な商品売りつける商法です。

SF商法のトラブル例

- ①言葉使いが恐ろしく、「自分たちはノルマがあるから無料商品を受け取ってもらわないと困る」といい、家のドアに手をかけ、ドアを閉めさせない。
- ②業者に庭を貸したら人を集めて説明をはじめ、最後には自宅に勝手に入って販売された。断っても許してくれず、部屋の隅に追いつめられ威迫された結果、商品を購入してしまった。
- ③自宅を貸してくれと頼まれ、近所の人が集められて無料の粗品をもらった。病気が治るような説明をされて高額な布団を購入した。業者は「返品できない」といった。

↓↓被害にあわないためには…↓↓

対応策

- 自宅や庭を貸してと言われたり、会場に呼ばれたりしたときは、その目的をきちんと確認しましょう。
- 会場に呼ばれても安易に行かないこと。強引・脅迫的な勧誘があれば警察へ通報しましょう。
- その場の雰囲気に流されないで、本当に自分に必要か、支払いができるのかよく考えましょう。
- 商品を購入した場合でも、8日以内であればクーリング・オフ（無条件解除）ができるほか、クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、退去妨害など勧誘方法に問題がある場合には契約の取消しができることがあります。

お問い合わせ先

西部消費生活相談室（8：30～17：00 土・日・祝日お休み）
☎0859-34-2648 FAX0859-34-2670

くらしに身近な金融講座

くらしに役立つ身近な金融経済の知識を中立公正な立場から解説し、健全で合理的な家計運営や生活設計の役に立つ金融講座を開講します。

- | | | | |
|-------|--|----------------------|--|
| ○受講期間 | 平成17年10月～18年1月
(4回、毎月テキストを送付) | ○申込先 | 〒158-8700 玉川郵便局私書箱44号
「くらしに身近な金融講座」係 |
| ○受講費用 | 無料（テキスト費用、添削費用等は主催者負担）
ただし、受講者が添削課題を送付する
郵送料は受講者負担（80円×4回） | ○お問い合わせ | 「くらしに身近な金融講座」係
☎03-3704-9761
金融広報中央委員会 ☎03-3277-2561
(日本銀行情報サービス局内)
鳥取県金融広報委員会 ☎0857-26-7160 |
| ○対象者 | 日本国内在住者（ただし過去に受講経験のある方、金融広報アドバイザー、金融学習グループメンバーは対象外） | ○応募の締切 | 7月29日（金）必着 |
| ○募集人員 | 全国で5,000名 | ○受講者発表 | 金融広報中央委員会から応募者全員へ結果を
通知（8月末ごろ） |
| ○申込方法 | インターネット（www.shiruporuto.jp内）
および郵便はがき
郵便はがきには①お名前（ふりがな）
②年齢③職業④郵便番号⑤住所（アパート名、号室まで記載ください）⑥電話番号を明記のうえ、下記申込先まで
お送りください。 | *本通信講座にお申込みいただいた個人情報 | は、講座の実施以外に使用することはありません。 |